

## 平成 3 0 年度実地指導の状況

(通所介護)

## 1 実施数 (平成 3 0 年 7 月 ~ 1 2 月)

通所介護事業所 4 8 事業所

## 2 指摘事項及びその内容

指 摘 事 項 及 び そ の 内 容			件数
人員に関する事項	従業者の員数	生活相談員の欠員	2
		看護職員の欠員	2
		介護職員の欠員	3
		管理者の欠員	1
運営に関する事項	内容及び手続の説明及び同意		2 9
	計画の作成・具体的取扱方針		1 7
	運営規程		1 8
	勤務体制の確保等		2 9
	非常災害対策		1 1
	衛生管理等		3
	掲示		1 5
	秘密保持等		2
	苦情処理		1
	事故発生時の対応		1
会計の区分		4	
変更の届出			1 2
	中重度者ケア体制加算		3
	個別機能訓練加算		1 4
	サービス提供体制強化加算		3
合 計			1 7 0

### 3 主な留意点

#### (1) 人員に関する事項

##### ア 従業員の員数

- 生活相談員、看護職員及び介護職員の配置が基準を満たしていなかった。

#### ●平成24年山口県規則第82号

第70条 条例第三十四条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数
- 二 看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。) 指定通所介護の単位(指定通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一人以上確保されるために必要と認められる数
- 三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者(当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者、当該指定通所介護事業者が第一号通所事業(介護予防通所介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この条及び第七十二条第一項第一号において同じ。)の数が十五人以下の場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- 四 機能訓練指導員 一人以上

##### イ 管理者

- 常勤の管理者が置かれていなかった。

#### (2) 運営に関する事項

##### ア 内容及び手続の説明及び同意

- 重要事項説明書について、以下の不備があった。

- ・営業日、営業時間、利用定員、利用料（食事代）、通常の事業の実施地域、緊急時等における対応方法、非常災害対策、事故発生時の対応等の記載がなかった。あるいは記載が実態と異なっていた。
- ・介護報酬の2割又は3割負担に係る記載がなかった。
- ・介護予防に係る記載が削除されていなかった。

#### イ 計画の作成、具体的取扱方針

- 通所介護計画の作成及びその取扱いについて、以下の不備があった。
  - ・通所介護計画が作成されていなかった。
  - ・通所介護計画の内容が、居宅サービス計画の内容に沿ったものとなっていなかった。
  - ・利用者又は家族の同意が得られていなかった。
  - ・居宅サービス計画の変更の内容を踏まえた通所介護計画の変更がなされていなかった。
  - ・屋外サービスが通所介護計画に位置付けられていなかった。

#### ウ 運営規程

- 運営規程について、営業日、営業時間、利用料、通常の事業の実施地域等の記載がなかった。あるいは記載が実態と異なっていた。
- 介護報酬の2割又は3割負担に係る記載がなかった。
- 介護予防に係る記載が削除されていなかった。

#### エ 勤務体制の確保等

- 管理者及び非常勤職員等について勤務表が作成されていなかった。
- 従業者の日々の勤務時間及び常勤・非常勤の別の記載がなかった。
- 単位ごとに複数の定員が設けられている場合について、看護職員の単位ごとの勤務時間が記録されていなかった。
- 看護職員及び機能訓練指導員又は生活相談員及び介護職員を兼務しているなど、2以上の職種を兼務している従業者がいる場合について、営業日ごとにそれぞれの職種の配置が明確にされていなかった。
- 1単位目及び2単位目の職種を兼務している従業者がいる場合について、それぞれの単位ごとの配置が明確にされていなかった。
- 併設事業所との兼務がある場合について、それぞれの事業所における勤務時間が記録されていなかった。
- 高齢者虐待に関する職員研修が実施されていなかった。
- 従業者の資質の向上のための研修の機会が確保されていなかった。

## オ 非常災害対策

- 施設内防災計画（消防計画及び防災マニュアル）が作成されていなかった。
- 避難訓練等について、施設内防災計画で定めた時期・回数に基づく定期的な実施がされていなかった。
- 非常災害対策に係る避難訓練等について、実施した結果が記録されていなかった。

## カ 衛生管理等

- 個別感染症対策マニュアルが作成されていなかった。

## キ 掲示

- 重要事項が掲示されていなかった。あるいは見やすい場所に掲示されていなかった。
- 苦情相談窓口（特に市町及び国民健康保険団体連合会の連絡先）に係る掲示がなかった。
- 利用料の掲示について、介護報酬の2割又は3割負担に係る記載がなかった。

## ク 秘密保持等

- 過去に従業者であったものが、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置をとっていなかった。

## ケ 苦情処理

- 苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等が記録されていなかった。

## コ 事故発生時の対応

- 入院を伴う事故について、市町等に連絡されていなかった。

## サ 会計の区分

- 併設住宅に入居している者に係る食費等の請求について、通所介護事業に係る食費と住宅事業に係る食費等が区分されていなかった。

## (3) 変更の届出

- 平面図の変更届が提出されていなかった。

## (4) 介護給付費の算定

### ア 中重度者ケア体制加算

- 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1名以上配置されていないサービス提供日に算定していた。
- 指定基準に定める看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保しているか暦月ごとに確認がされていなかった。
- 加算算定の要件である指定通所介護を行う時間帯を通じて、専従で配置する看護職員の提供時間中の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数には含めることができないが、含めて算出されていた。

●平成27年3月23日厚生労働省告示第95号

15 通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準（一部抜粋）

- ハ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。

●平成12年3月1日老企第36号

第2の7

(9) 中重度者ケア体制加算について（一部抜粋）

- ① 中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要がある。
- ④ 看護職員は、指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がある、他の職務との兼務は認められない。

●介護保険最新情報 Vol. 454 問 37

Q：加算算定の要件である通所介護を行う時間帯を通じて、専従で配置する看護職員の提供時間帯中の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数には含めることができないということでしょうか。

A：提供時間帯を通じて配置する看護職員は、他の職務との兼務は認められず、加算の要件である加配を行う常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。なお、加算の算定要件となる看護職員とは別に看護職員を配置している場合は、当該看護職員の勤務時間数は常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることができる。

イ 個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）

- 利用者の居宅訪問に係る記録（訪問日時、職員名、確認した内容等）がなかった。

- 個別機能訓練計画について、訓練の目標、実施時間、実施方法等の記載がなかった。
- 訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）が利用者ごとに保管されていなかった。
- 利用者の居宅を訪問する前に個別機能訓練計画を作成し算定していた。
- 個別機能訓練を実施していないにもかかわらず、加算を算定していた。
- 利用者の同意を得る前に、加算を算定していた。

●平成12年3月1日老企第36号

第2の7

(11) 個別機能訓練加算について（一部抜粋）

- ⑤ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行う。なお、通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。
- ⑨ 個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。また、評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- ⑩ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。

● 介護制度改革 Information Vol. 78 問 49

Q：個別機能訓練加算について体制ありと届け出た事業所は、全ての利用者の計画を作成し、個別機能訓練を実施しなければならないのか。また、利用者全てが対象の場合は特定の曜日のみ機能訓練指導員を配置して加算をとることができないということになるのか。

A：個別機能訓練加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロセスを評価する

ものであることから、利用者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、当該単位の全ての利用者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。また、特定の曜日のみ専従の機能訓練指導員を配置して、個別機能訓練を実施することも可能であり、その場合、当該曜日の利用者のみに加算を算定することとなるが、その場合であっても、当該曜日の利用者全員の計画を作成することが基本となる。なお、利用者の選択に資するよう、特定の曜日にのみ専従の機能訓練指導員を配置している旨について利用者にあらかじめ説明しておくことも必要である。

#### ウ サービス提供体制強化加算

- 算定要件である職員の割合が算出されていなかった。